

第 3 回

合併協議会会議録

平成 1 5 年 1 1 月 1 3 日 (木)

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

第3回 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

日 時 平成15年11月13日(木) 午後3時

会 場 尾西市商工会館 3階研修大ホール

出席委員(32名)

会 長	谷 一夫	一宮市長	副会長	丹羽 厚詞	尾西市長
副会長	山口 昭雄	木曾川町長	委 員	神戸 秀雄	一宮市議会議員
委 員	吉田 勇吉	一宮市議会議員	"	木村 貞雄	一宮市議会議員
"	梶田 信三	一宮市議会議員	"	北岸 節男	尾西市議会議員
"	時田 晴彦	尾西市議会議員	"	服部 豊	尾西市議会議員
"	川井 勇	木曾川町議会議員	"	川合 正高	木曾川町議会議員
"	井浪 清	木曾川町議会議員	"	日比野友治	木曾川町議会議員
"	豊島 半七	一宮市学識経験者	"	常川 雄次	一宮市学識経験者
"	栃倉 勲	一宮市学識経験者	"	大島千恵子	一宮市学識経験者
"	佐野 豪男	一宮市学識経験者	"	友定 良枝	一宮市学識経験者
"	吉田 弘	尾西市学識経験者	"	宮田 肇	尾西市学識経験者
"	上田 芳敬	尾西市学識経験者	"	青木 隆子	尾西市学識経験者
"	中島 路可	尾西市学識経験者	"	橋本 照夫	尾西市学識経験者
"	五藤 和吾	木曾川町学識経験者	"	葛谷 昭吾	木曾川町学識経験者
"	五藤 久佳	木曾川町学識経験者	"	杉本 尚美	木曾川町学識経験者
"	松村真早美	木曾川町学識経験者	"	古池 庸男	学識経験者

欠席委員(3名)

委 員	浅田 清喜	尾西市議会議員	委 員	不破 孝彦	木曾川町学識経験者
"	神藤 浩明	学識経験者			

議事日程

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 議題

(1) 報告事項

報告第14号 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会事務局職員に関する協議書(写)
について

報告第15号 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会専門部会規程の改正について

(2) 小委員会の会議状況報告

(3) 協議事項

協定項目関係

協議第9号 協定項目の変更について

新市建設画作成等小委員会関係

協議第10号 合併の方式について

協議第11号 新市の事務所の位置について

協議第12号 財産の取扱いについて

総務文教小委員会関係

協議第13号 女性政策事業について

協議第14号 広報広聴事業について

厚生小委員会関係

協議第15号 介護保険事業の取扱いについて

協議第16号 生活保護事業について

経済環境小委員会関係

協議第17号 商工・観光関係事業について

協議第18号 勤労者・消費者関係事業について

(4) その他

・合併協議会シンポジウムの開催について

・次回協議会の開催予定及び当面の日程について

4. 閉会

森 輝義事務局長

お待たせをいたしました。定刻になりましたので、ただいまから「第3回一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会」を開催いたします。

本日の出席状況ですが、2号委員の尾西市、浅田委員さんと4号委員の神藤委員さんが本日ご欠席でございます。なお、木曾川町の不破委員さんは遅れますとのご連絡を承っております。従いまして、会長を除いた委員総数34名のうち、ご出席予定が32名となっております。協議会規約第10条の規定により、開催要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、開催に当たりまして、会長の谷一夫一宮市長からごあいさつ申し上げます。

谷 一夫会長

皆さんこんにちは。ご多用の中、ご参集いただきましてありがとうございます。

今日の第3回の協議会は10月28日に予定をさせていただいておりましたけれども、ご承知のように、総選挙の関係で協議日程を変更させていただきました。ご迷惑をおかけした向きもあるかと思いますが、やむを得ない事情でございますので、どうかお許しをいただきたいと思います。

また、今日は初めて会場を尾西市さんに移させていただいて、この尾西市商工会館で開催することができました。いろいろとご配慮いただきました吉田会長さん初め尾西市の皆様方に感謝申し上げたいと思います。今日はせっかくの機会でございますので、尾西市の皆様が、たくさん傍聴に来ていただけることを期待いたしております。

さて、その後、小委員会も精力的に開催をしていただきまして、委員の皆様方には大変熱心なご論議をいただいておりますこと、この場をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。いろいろと協議の方も進んでまいりまして、調整がついた項目も幾つかあるようございますが、私、実はちょっと一つ気になっていることがございます。それは、私ども3つの市町、それぞれ、これまで行政改革でありますとか、あるいは、最近は事務事業評価でありますとか、そういったことを進めておりまして、行政の中身も実は今極めて流動的でございます。

今いろいろとお進めいただいております事務事業のすり合わせも、現時点でのすり合わせというふうにご理解をいただかないと、場合によっては、こういった行革の動き等も、たとえ合併があっても、それほど停滞をすることが許されるわけではございません。それはそれとして、やはり進めるべきものは進めなければいけないという事情がございますので、場合によっては、また再度ご検討願うというようなことが生ずる可能性がないとは言えませんので、そのことだけ、ひとつ皆様方の頭の隅にとどめていただければというふうに思いますので、今日のこの場をお借りして申し上げたいと思います。

今日も、3回目ともなりますと、大分皆様方が横の方とお話をされている様子を見ましても、随分第1回目と比べますと表情もやわらかくなってまいりまして、雰囲気も随分、

空気も何か温かい空気になってきたような気がしております。先日も、I C C のシティーケーブルのテレビを見ておりましたら、広報尾西ですか、あれは、広報尾西の中でちょうど合併が取り上げられておりました。番組の最後に、アナウンサーの方が市民の方から来た手紙を紹介されておまして、ご覧になった方もあるかもしれませんが、ご紹介させていただきます。

その方の手紙は、「つい先日、新しい靴を買った。履き慣れないので、最初非常に履きづらくて何か気持ちが悪かったんだけど、知らないうちに慣れてしまって、もう今では本当に履きなれた靴になった。恐らく合併もそんなもんじゃないか」と、そんなような手紙を紹介しておられまして、なるほどと思って聞かせていただきました。私どもの合併もそんなふうによく履きなれていくといいなというふうに、そういった期待を込めて、今日の会議を始めさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

森 輝義事務局長

それでは、ただいまから議事に入らせていただきますが、これ以降、会議の進行は、会長にお願いしたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

谷 一夫会長

それでは、皆様方のご協力をいただきながら、円滑な会議運営に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

早速議題に入らせていただきます。

初めに、報告事項といたしまして3件ございますが、まず、報告第14号及び第15号について、一括で事務局から説明をお願いします。

森 輝義事務局長

それでは、次第をはねていただきまして、1ページをお願いします。

報告第14号、資料1「平成15年10月1日付け人事異動に伴う一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の事務局職員に関する協議書(写)」をご覧ください。

10月1日に合併協議会事務局に一宮市から職員を1人追加派遣することで、3首長の協議が整い、専任職員9人、兼務職員3人、合わせて12人という体制となったものです。

次に、3ページをお願いします。

報告第15号、資料2「一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会専門部会規程」の改正についてでございます。これは、尾西市におきまして、10月1日付けで機構改革が行われ、この規程の最後4ページにあります別表につきまして変更が必要となったものです。変更箇所は2カ所、下線部のとおりでございます。

なお、この合併協議会専門部会規程は、規約第13条第2項の規定に基づき、10月1日付けで会長が専決いたしましたので、ご報告させていただきます。

谷 一夫会長

ただいま事務局からご説明いたしましたことにつきまして、ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

谷 一夫会長

特にないようでございますので、それでは、続きまして、小委員会の会議状況報告を事務局から説明をお願いします。

森 輝義事務局長

小委員会につきましては、第2回の協議会が開催されました9月30日以降、順次開催されておりますので、その状況を報告いたします。

5ページをお願いします。資料3「小委員会の会議状況報告」をご覧ください。

1の「新市建設計画作成等小委員会」は、10月8日に第3回、10月21日に第4回と2回にわたって開催され、第3回では、「合併の方式」、「新市の事務所の位置」、「財産の取扱い」、「地域審議会の取扱い」について調整方針案が提案され、協議及び意見交換がされました。その後、合併に係る基本的事項について、「新市建設計画」が協議及び意見交換がされました。

また、第4回では、第3回で提案された「合併の方式」、「新市の事務所の位置」、「財産の取扱い」の各調整方針案が承認されました。「地域審議会の取扱い」については、次回の小委員会以降、引き続き協議していくことが確認されました。その後、「新市建設計画」について協議及び意見交換がされました。

2の「総務文教小委員会」は、10月24日に第2回が開催され、第1回で提案されました「女性政策事業」及び「広報広聴事業」について承認されました。また、「納税関係事業」、「消防防災関係事業」、「市(町)立学校の通学区域」、「文化振興事業」、「コミュニティ施策」及び「その他事業」について調整方針案が提案され、協議及び意見交換がされました。続きまして、「議会の議員の定数及び任期の取扱い」について協議及び意見交換がされた後、次回の小委員会で、事務局からの提案をもとに協議することが確認されました。

次の6ページをお願いします。

3の「厚生小委員会」は、10月20日に第2回、10月30日に第3回が開催されました。第2回では、第1回で提案されました「介護保険事業の取扱い」について調整方針案が原案のとおり承認されました。「生活保護事業」については、次回の小委員会で引き続き協議することが確認されました。また、「保健衛生事業」、「高齢者福祉事業(その1)」及び「健康づくり事業」について調整方針案が提案され、協議及び意見交換がされました。

第3回では、第2回で継続協議とされました「生活保護事業」について、原案どおり承認されました。また、「高齢者福祉事業(その2)」、「児童福祉事業」及び「保育事業」について調整方針案が提案され、協議及び意見交換がされました。

なお、3の「厚生小委員会」及び4の「経済環境小委員会」で、協定項目の変更案を提案させていただき、ご承認をいただいております。

4の「経済環境小委員会」は、10月17日に第2回が開催され、第1回で提案されました「商工・観光関係事業」、「勤労者・消費者関連事業」について調整方針案が原案のとおり承認されました。また、「環境対策事業」、「農林水産関係事業」について調整方針案

が提案され、協議及び意見交換がされました。

5の「建設小委員会」は、10月15日に第2回が開催され、「建設関係事業」、「上・下水道事業（その1）」について調整方針案が提案され、協議及び意見交換がされました。

ただいまご説明いたしました協定項目のうち、各小委員会で調整方針案が承認されたものについては、本協議会での協議事項としまして、各小委員会の委員長さん方よりご説明いただき、皆様方のご決定をいただきたいと存じますので、よろしく申し上げます。

以上、各小委員会の会議状況を簡単に説明させていただきましたが、現在の協議状況を次の7ページ、資料4「合併協定項目一覧」にまとめてございますので参考としてください。

谷 一夫会長

ご苦労さまでした。ただいま事務局から各小委員会の会議状況報告がございましたが、何かご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

特にご質問もないようでございます。

なお、第2回の協議会でご確認いただきましたとおり、新市建設計画作成等小委員会につきましては、協議の経過も随時ご説明をいただくことになっております。ただいま事務局から簡単な説明がありましたが、第3回、第4回の新市建設計画作成等小委員会の協議の様子について、新市建設計画作成等小委員会委員長の丹羽副会長さんからご説明をいただきたいと思います。

丹羽 厚詞副会長

それでは、座ったままで失礼させていただきます。新市建設計画作成等小委員会の協議状況をご報告申し上げます。

第2回の協議会以降、これまで10月8日及び10月21日の2回にわたり開催し、合併の方式、新市の事務所の位置、財産の取扱い、地域審議会の取扱い及び新市建設計画に係る事項について協議を進めてきたところでございます。その中、合併の方式、新市の事務所の位置、そして財産の取扱いにつきましては、小委員会としての意見がまとまりました。それらは、後ほどご協議いただく予定になっております。その際ご報告いたしますので、残る地域審議会の取扱い及び新市建設計画に係る事項について、協議状況についてご報告申し上げます。

まず、地域審議会の取扱いについてでございますが、行政区域の拡大により住民の意見が新市の施策に反映されにくくなるという意見に対応して、旧尾西市、旧木曾川町に地域審議会を設置することについて検討しておりますが、協議の過程で、新市における新しい自治のあり方を検討すべきであるとの意見も出され、この点も含め、今後さらに協議していくことが確認されております。

続きまして、新市建設計画に係る事項についてご報告申し上げます。別冊の資料「新市建設計画策定に向けて」をご覧ください。

小委員会では、新市建設計画の骨子部分であります新市建設の基本理念、新市の将来像、

そして、これら基本理念、新市の将来像のもと、7つの行政分野ごとに基本方針をまとめたところでございます。

1枚はねていただきまして、22、23ページをご覧ください。

新市のまちづくりの基本的な思想であります3つの基本理念と、これを踏まえた新市の将来像を議論しておりますことは、前回ご報告申し上げたとおりであります。これまで4回にわたる協議では、この「安心」、「元気」、「協働」の3本柱の理念と、これを踏まえた都市像「木曾の清流に映え、心ふれあう躍動都市」とすることが、おおむね了解が得られております。

25ページになりますが、これらの基本理念、将来像に基づく施策の基本方針として7つの分野をお示しし、今後具体的な施策の協議に入る段階でございます。

その次のページから「＜公共施設の適正配置と整備＞検討資料」となっております。この検討資料は、2市1町の公共施設の配置の現状と課題をまとめたものであり、この資料をもとに、新市における公共施設の適正配置と整備について協議いたしました。合併が究極の行政改革と言われる一方で、住民に対する行政サービス水準に直結するものであり、実際に、新市になってその運営を行っていく上で、時間をかけて問題点を洗い出し、検討していくべきであるとの理解で一致しております。

最後から2枚目になります21ページのまとめにありますように、新市において、この問題について検討する必要性を述べますとともに、新市で検討していく上での基本的な方向性を示すことでまとめました。

以上が、現在の検討状況でございます。

なお、別途お配りいたしました「一宮市・尾西市・木曾川町新市建設計画検討素案の概要」をご覧ください。この青色の資料になっております。

これは、協議会主催のシンポジウムで配付する資料といたしまして、ただいまご説明申し上げました小委員会の協議を集約してまとめたものでございます。ご案内のとおり、実は既に11月1日に木曾川町で開催した第1回目のシンポジウムで配付させていただきました。本来でしたら、本協議会でご了解をいただいた後に配付すべきところではありますが、協議会の日程の都合上、小委員会検討素案という形で提出させていただきました。今後、一宮・尾西会場でも同様の形で配付させていただく予定でありますので、よろしく願い申し上げます。

以上が現在の検討状況であります。どうぞよろしく願いいたします。

谷 一夫会長

どうもありがとうございました。ただいま丹羽副会長さんからご説明のありましたことにつきまして、何かご質疑があれば、どうぞご発言をお願いいたします。

よろしゅうございましょうか。

それでは、ご質問等もないようでございますので、丹羽委員長さん初め各委員の皆様方におかれましては、引き続き新市建設計画作成等小委員会で精力的にご協議いただきますように、よろしく願いを申し上げます。

それでは、引き続きまして、協議事項に入らせていただきます。

本日は、協議事項は10項目ございますが、各小委員会で審議された各協定項目の調整方針案につきまして、第2回の協議会と同様、付託されました小委員会で十分ご協議をいただいているという前提で、小委員会とは違い、当日の会議でご承認をいただくことを基本としております。各委員長または副委員長さんから協議事項の趣旨等をご説明いただいた後、質疑を経て、ご承認を求めることといたしますので、よろしく願いをいたします。

それでは、個々の協定項目のご説明をいただく前に、まず、1点目の協議第9号、協定項目の変更について、事務局からの報告・説明とさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

森 輝義事務局長

それでは、8ページをお願いします。

協議第9号、資料5「一宮市・尾西市・木曾川町合併協定項目の変更について」をご覧ください。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協定項目を次のとおり変更する。

(1) 各種事務事業の取扱い23-17ごみ収集運搬事業を、23-18環境対策事業に統合する。

(2) 各種事務事業の取扱いに病院事業を追加する。協定項目番号は健康づくり事業の後23-17とする。

その理由としましては、(1)につきましては、事務事業のすり合わせの際に、ごみ収集運搬事業と環境対策事業を一体のものとして協議してきたため、一つの協定項目として協議をお願いするものです。(2)につきましては、2市1町には直営病院があり、病院事業として個別に協議をお願いするものです。

この合併協定項目変更の結果については、次の9ページ「合併協定項目一覧(変更後)」のとおりでございます。

説明は以上でございます。

谷 一夫会長

事務局からの説明が終わりましたが、このことにつきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

谷 一夫会長

特にご意見等ないようでございますので、お諮りをしたいと存じます。

協議第9号、協定項目の変更について、原案どおり承認するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

谷 一夫会長

ありがとうございました。異議なしと認めます。

協議第9号につきましては、原案どおり決定をいたしました。

続きまして、協議事項の2点目に移らせていただきますが、ここからは、次第にもあり

ますとおり、小委員会ごとで、それぞれの委員長さんから提案説明及び当該小委員会での協議結果をまとめてご報告をいただき、それに対するご意見、ご質問を伺った後、皆様にお諮りすることとしたいと思っております。ただし、新市建設計画作成等小委員会が担当をいたします基本5項目につきましては、協議項目ごとに説明、質疑を行った後、皆様にお諮りすることにしたいというふうに思いますので、ご協力のほど、よろしくお願いをいたします。

それでは、まず、新市建設計画作成等小委員会関係といたしまして、丹羽副会長さんから協議第10号、合併の方式について、ご説明をお願いいたします。

丹羽 厚詞副会長

それでは説明させていただきます。合併の方式につきまして、調整方針案をご説明申し上げます。

10ページ、資料6をご覧ください。

合併の方式については、一宮市・尾西市及び木曽川町の合併は、対等の精神の理念のもと、各市町の歴史・伝統・文化やまちづくりの歩みを互いに尊重し、新たなまちづくりを進め、一体的な発展と住民福祉の向上を目指す「対等合併・編入方式」とする。法制度上は、尾西市及び木曽川町を廃し、その区域を一宮市に編入するものとするという協議結果になりました。

協議の経過といたしましては、当初は編入方式の持つイメージや、合併を機にこの地域が変わっていくことが必要なのに、編入では変化が生まれにくいといった意見も出ておりました。しかしながら、実際に、方式にかかわらず、新市の名称の検討を公募も含め行っていること、事務事業の調整につきましても、それぞれのよいところを取り入れた調整が進められていること、また、建設計画についても、2市1町が新しいまちとして発展していくという視点に力点を置いて協議を進めることなどから、本協議会の基本理念であります対等の精神が堅持されるのであれば、方式にこだわるべきではないとの意見が大勢を占めました。

因みに、12ページから13ページの参考資料をご覧くださいと、新設合併よりも編入合併の方が事務上の作業負担を大きく軽減できることがおわかりになると思います。本協議会では、その分、新しいまちづくりや住民福祉の向上に向けた施策の検討等に力を注ぐことが適当であるとの認識と、「対等合併・編入方式」との文言で、対外的にも対等の精神をアピールするべきとの意見から、この調整方針案で全委員の合意が得られたものであります。よろしくご協議賜りますよう、お願い申し上げます。

谷 一夫会長

ありがとうございました。

ただいま丹羽副会長さんから報告・説明がございました協議第10号、合併の方式につきまして、ご意見、ご質問があれば、ご発言をお願いいたします。

はい、服部委員さん。

服部 豊委員

尾西の服部でございます。

新市建設計画作成等小委員会で、この問題について大変熱心にご論議をいただきまして、大変ありがとうございます。合併の方式については、住民生活といいますか、住民の立場ということからいいますと、どの方式になろうと大差はない問題だと思います。ですから、どの方式になっても別にこだわる必要はないと私は思っておりますけれども、この「対等合併・編入方式」という、最初に聞いたときは、何か新しい言葉を編み出してきたんだなというようなことを思ったのですけれども、今日11ページの方、見させていただきますと、同じような形式の先例もあるようですね。

それで、おおよそ自治体同士の関係というのは、上下関係があってはならないことでありまして、いずれにしる対等の立場で協議するというのは、これはもう自明のことだと思うのです。でも、あえてこういうふうに入れられたというのは、先ほど委員長さんの方から詳しいご報告いただきましたけれども、方式にはこだわらないという意見が大勢を占めながらも、「対等の精神」というものをどこかに盛り込みたいということからこの「対等合併・編入方式」というのが出てきたと思うのですけれども、私は、対等というものはお互いに等しいと、だから、どちらが有利になるとか不利になるとか、一宮市はこうだけでも、尾西市はこうなって、木曽川町はこうなると、違いがあるというのは、これ対等ではないのではないかと思うのです。

だから、そういう点で言いますと、編入方式の合併というのは、一宮市が残って、尾西市と木曽川町はなくなるということですよ。片やなくなる自治体もあるし、なくならない自治体もあるということになると、これは対等というふうには私は言えないと思うのです。私、別にそれがいけないと言っているわけではないですよ。対等の精神で進めるということは必要で、それは当然のことなのですけれども、この「対等合併・編入方式」という表現は、ちょっと事実と反することになってしまうのではないかという懸念を持つわけです。

ですから、私は別に編入で構いませんので、できることなら、この岐阜広域の方では、「限りなく新設に近い合併」とか、あるいは「対等の立場で合併効果を受取る」とか、私はこういう表現の方が誤りがないような気がするのです。委員会での論議の経過も結論についても、しっかり私は尊重したいとは思いますが、そういうご意見だけ申し上げさせていただきたいと思います。

谷 一夫会長

それじゃ、新市建設計画作成等小委員会委員長の方から、そのお考えをお聞きしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

丹羽 厚詞副会長

ただいまの件につきましては、実はこの「対等合併・編入方式とする」という、最初に意見を述べさせていただいたのも私でありまして、その点から、少し考え方を述べさせていただきたいと思っておりますけれども、いわゆる対等合併、吸収合併というのは、単なるこれは客観的な判断でありまして、正式な言葉ではないわけですね。

それで、今ある言葉は、やはり新設か編入かということでありまして、これは、以前にも何度もお話ししているように、今回のこういった特例法前のきちんと協議を経ながら行っていく合併というのは、概ね全部、対等合併の精神、対等であるというもとに進められているだろう、ですから、その合併としては対等合併ということは、どういう場合においても、私たち2市1町においては対等の精神を堅持し行うということで、対等合併という言葉を使うことは何ら誤りがないという判断のもとで出させていただいております。

もちろん、本当に少ないところでありますけれども、条件として、私たち首長の扱い、あるいは特別職の扱い等では違いが出るわけでありまして、それ以外のところについて、現時点この2市1町の協議の中では、ほとんどその新設方式であれ、編入方式であれ、同様の結果が得られる方向に協議が進められていると思っています。ですから、これは対等合併ということで申し上げても間違いではないと、そういった認識で「対等合併・編入方式」という名前を、皆さん全会一致で承認していただいたと思っております。

谷 一夫会長

他に何かご意見はございませんでしょうか。

他にご意見もないようでございますので、お諮りをしたいと存じます。

協議第10号、合併の方式について、原案どおり承認するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

谷 一夫会長

ありがとうございました。異議なしと認めます。

協議第10号につきましては、原案どおり決定をいたしました。

続きまして、協議第11号、新市の事務所の位置について、丹羽副会長さんからご説明をお願いします。

丹羽 厚詞副会長

それでは、協議第11号、新市の事務所の位置につきまして、調整方針案をご説明申し上げます。

14ページ、資料7をご覧ください。

新市の事務所の位置につきましては、新市の事務所の位置は、現在の一宮市役所の位置(一宮市本町2丁目5番6号)とする。現在の一宮市役所を一宮庁舎、尾西市役所を尾西庁舎、木曽川町役場を木曽川庁舎と呼称するという協議結果となりました。

新市の事務所の位置を協議するに当たり、小委員会では、まず事務所の設置方式をどうするかを検討いたしました。

16ページ、表「事務所の設置方式の比較」をご覧ください。

事務所の設置方式としては、本庁方式、分庁方式、支所方式の3つがあり、内容は記載してあるとおりでございます。これらの3方式には、それぞれメリット・デメリットがあることは、この表のとおりであります。これらを本合併に当てはめて検討したところ、本庁方式については、現在の庁舎を生かすことを前提にした場合は、収容能力の点から、2市1町の職員全員を収容できる庁舎はなく、物理的に無理であり、また、新庁舎の建設

には莫大な費用、これは用地費用を含めると約200億円とされておりますが、必要となり、現実的ではない。一方、支所方式については、合併の効果としての人件費削減効果が限られた部門にしか期待できない上、事務の効率化の面においても効果がほとんど期待できない。このため、分庁方式が最も現実的であるとの結論を得たところであります。

また、分庁方式をとった場合、交通条件、地理的条件、庁舎の規模、国・県等、他の官公署との連絡調整等を考慮し、現一宮市役所を本庁舎とし、その際の各庁舎に配置される部署については、基本的な考えとして、本庁とする一宮庁舎には、議会及び総務・企画等管理部門を中心に配置する。事業部門を機能分担し、庁舎の収容能力に応じて、尾西、木曽川庁舎に配置する。窓口業務の業務内容については、現一宮市の出張所の事務内容を基本とした窓口業務プラス地域審議会関連事務とすることが決まりました。

なお、各庁舎に具体的にどういった部門を配置するかといった点については、組織の細部の内容となりますので、本小委員会では例示を示すにとどめ、総務文教小委員会の付託事項であります「事務組織及び機構の取扱い」の中でご協議いただくことにならうかと存じます。

従いまして、本日この調整方針案をご決定いただいた場合には、総務文教小委員会にて分庁方式に基づいた実際の配置部署及び窓口業務の業務内容をご協議いただきますようお願い申し上げます。

なお、当小委員会の意見の中では、山口副委員長さんから、17ページの具体例1で示してあります、木曽川庁舎に教育・窓口部門を配置するという方向で、ご協議を是非ともお願いしたいとの意見がありましたことを申し添えさせていただきます。どうかよろしくご協議賜りますようお願い申し上げます。

谷 一夫会長

ありがとうございました。

ただいま丹羽副会長から報告、説明のありました協議第11号、新市の事務所の位置につきまして、ご質疑があればお願いをいたします。

はい、服部委員さん、どうぞ。

服部 豊委員

新しい市ができて、その事務所を新設する、そして、それに莫大なお金をかけるなんてことは私も好ましいことではないと思っておりますので、こうした現在の庁舎を利用した分庁方式というのは大変いい案だと思います。

ただ、一宮市における本庁舎というのは、特記事項のところを見ますと、建て替えの必要性ありとかいうことに、老朽化、耐震性の問題があるということが書かれておりますので、早晚これは改築というか、建て替えとか、そういうことが出てくるのですか。近々、余りそのことも書き込むと、合併に対する批判が高まるのではないかと、そういう懸念もあって、内緒にしておこうという、こういうことなのですか。

谷 一夫会長

私からお答えさせていただきます。

決してそういうことではございません。新市建設計画作成等小委員会の中で、その点については、一度ご議論いただく場があるかというふうに思っております。確かにご指摘のように、一宮市の庁舎、大変老朽化をしております、耐震についても不安があるわけでございます、合併とは関係なく建て替えの時期が早晩来るであろうということは、我々も予測をしているわけです、それも含めて今回の新市建設計画の中へどう反映していくか、今後の議論になるかというふうに思っておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

山口 昭雄副会長

今の問題ですけど、これは、最初はですね、機能を分散させるということに意味があるということで、私の方から提案をして始まったことですので、この庁舎の物理的な状況を考えて、こういう結果になったと。そこに短絡したということではありませんので、そのことも頭の中に留めておいてほしいと思います。

谷 一夫会長

他にご意見ございませんでしょうか。

ありがとうございます。それでは、ご意見、ご質問等、他にないようでございますので、お諮りをしたいと存じます。

協議第11号、新市の事務所の位置について、原案どおり承認するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

谷 一夫会長

ありがとうございます。異議なしと認めます。

協議第11号につきましては、原案どおり決定をいたします。

続きまして、協議第12号、財産の取扱いについて、丹羽副会長さんからご説明をお願いします。

丹羽 厚詞副会長

それでは、協議第12号、財産の取扱いにつきまして、調整方針案をご説明申し上げます。21ページ、資料8をご覧ください。

財産の取扱いにつきましては、尾西市及び木曾川町の財産(権利及び義務を含む。)及び公の施設は、すべて一宮市に引き継ぐものとするという協議結果となりました。財産の取扱いについては、各市町の財産は、合併に伴い、当然に新市に一元化されることとなりますので、合併方式の決定に合わせて書きぶりについて協議し、先進事例を参考にしながら、ただいまの調整方針案と決定したものであります。よろしくご協議賜りますよう、お願い申し上げます。

谷 一夫会長

ただいま丹羽副会長から報告、説明がございました協議第12号、財産の取扱いにつきまして、ご質疑があればご発言をお願いします。

特にご発言ないようでございますので、お諮りをしたいと存じます。

協議第12号、財産の取扱いについて、原案どおり承認をするにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

谷 一夫会長

ありがとうございました。ご異議なしと認めます。

協議第12号につきましては、原案どおり決定をいたします。

続きまして、総務文教小委員会関係につきまして、協議第13号、女性政策事業について及び協議第14号、広報広聴事業についての2つの協議事項がありますが、梶田委員長さんからまとめて報告・説明をお願いいたします。

梶田 信三委員

総務文教小委員会の委員長の梶田でございます。総務文教小委員会関連の協議事項についてご説明申し上げます。

今回、ご協議をお願いする案件は2件でございます。

それでは、28ページの資料9をご覧くださいと思います。

まず、第1点目は、協定項目23-1「女性政策事業について」でございます。調整方針案は、男女共同参画事業については、合併時に一宮市の制度に合わせるものとし、今後より一層の充実を図るものとしております。

29ページをご覧ください。

2市1町では、ご覧のように、一宮市が「いちのみやし男女共同参画計画」を策定いたしております。これに基づき情報誌の発行等を行っております。尾西市では講演会の開催、木曽川町では該当の事業はございません。調整方針といたしましては、充実をしております一宮市の制度に合わせ、より充実していくこととしております。

続きまして、31ページの資料10をご覧くださいと思います。

協定項目23-4「広報広聴関係事業について」でございます。調整方針案は、広報誌等の広報事業につきましては、原則として一宮市の制度に合わせ、引き続き情報の提供に努めるものとする。また、広聴事業につきましては、直接市民から市政に関する意見を聴く方法を検討するなど合併後も充実を図るとしております。

調整内容の主だったものにつきましてご説明を申し上げます。

32ページ、33ページをご覧ください。

1番目の広報でございますけれども、これは2市1町でそれぞれ発行されております。一宮市と尾西市が毎月1日と15日の2回、木曽川町が月1回の発行となっておりますが、これを一宮市の制度に合わせるといふものでございます。

次に、4番目の市(町)勢要覧でございますけれども、これも2市1町それぞれで発行しておりますけれども、合併時に新市スタートを記念いたしまして発行し、以降は市政の5年置きのサイクルで発行するものでございます。

次に、33ページの7番の広報ファイルでございます。これは、広報を綴じるファイルでございます。一宮市が平成12年分の配布をもって廃止をしておりますが、尾西市、木曽川町は毎年配布をしております。委員の方からの、新市発足時には、新市の情報を提供す

る意味で広報が重要になるとの意見も踏まえ、合併初年度に広報ファイルを作成し、各世帯に配布いたしますけれども、以後は必要に応じて作成することとなりました。

次に、8番の市民ポスト等でございます。2市1町同様のことを実施しておられまして、これは一宮市の制度に合わせるとしておりますけれども、木曽川町では、これに加え、夜の町長室というのをやっておられます。続けたらどうかというご意見もあったのでございますけれども、これは、多分に新市の首長の意向によるところが大きく、合併協議で決める事柄にはなじまないということもありまして、一旦中止をいたしまして、新市の首長の判断に委ねるといった意見を賜りました。ただ、開かれた市政に向けた努力は、当然今後も必要でございます。新市において十分このことにも留意して取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

次に、9番の市政モニター会議でございます。これは、尾西市のみの事業でございます。一般公募を含む15人のモニターが、広報誌及び市政についての意見を市長に提案するというものでございます。広聴事業も一つの重要な施策であり、尾西市の制度に合わせることにいたしました。

次に、34ページをご覧くださいと思います。

10番の市内施設めぐりでございます。一宮市では、小学校4年生以上の親子を対象に、夏休み期間に実施をしておりました。尾西市でも出前講座の中の一つとして実施をしております。委員さんからは、他の市町のことを知る意味でも、合併した年だけでも実施してはどうかというご意見もあり、合併した年に限り実施をすることにいたしました。

主だった協議の内容は以上でございます。よろしくご協議のほど、お願い申し上げます。

谷 一夫会長

どうもありがとうございました。

先ほど私の冒頭のごあいさつで、ICCの番組のことを「広報尾西」と申し上げてしまいましたけれども、この32ページを拝見しますと「ふれあいひろばびさい」というのが正式名称のようでございますので、訂正をさせていただきます。どうも大変失礼いたしました。

ただいま梶田委員長さんから報告、説明のありました2つの協議事項につきまして、ご質疑があれば、どうぞご発言をお願いいたします。

特にご発言もないようでございますので、お諮りをしたいと存じます。

まず、協議第13号、女性政策事業について、原案どおり承認するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

谷 一夫会長

ありがとうございました。異議なしと認めます。

協議第13号につきましては、原案どおり決定をいたします。

続きまして、協議第14号、広報広聴事業について、原案どおり承認するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

谷 一夫会長

異議なしと認めます。

協議第14号につきましては、原案どおり決定をいたします。どうもありがとうございました。

新市建設計画作成等小委員会と総務文教小委員会の協議事項が終わりましたところで、一旦休憩を挟みたいと思います……。なしでいきますか。すみません。

では、まだ時間が早いですから、休憩なしでもうしばらくいきたいと思います。どうも大変失礼しました。

それでは、厚生小委員会関係につきまして、協議第15号、介護保険事業の取扱いについて及び協議第16号、生活保護事業についての2つの協議事項がありますが、吉田副委員長さんから報告・説明をお願いいたします。

・田 勇吉委員

厚生小委員会副委員長の吉田でございます。厚生小委員会関連の協議事項についてご説明申し上げます。

今回の協議、願うする案件は2件でございます。

介護保険事業の取扱いについて、それでは、資料36ページをお開きいただきたいと思えます。

第1点目は、協定項目21「介護保険事業の取扱いについて」でございます。調整方針案は、原則として一宮市の制度を適用するものとする。ただし、第1号被保険者保険料及びその普通徴収に係る納期については、平成17年度分から一宮市の制度に統一するとしております。

調整内容の主だったものにつきまして、ご説明申し上げます。

37ページをお願いしたいと思います。

1番の保険料でございます。これについては、現行が一宮市と尾西市がほぼ同水準で、木曽川町については少し高くなっている状況ですが、調整方針としては、17年度分から一宮市の制度に統一するとさせていただきます。

次に、4番の保険料の減免でございます。現在は一宮市のみが実施している状況であり、一宮市の制度に統一するものであります。なお、減免の方法については資料には書いてございませんが、従来、該当者に対しては市の方が抽出し自動的に減免していたのを、本人の申請に基づいて減免するという運用に変更することとしております。これは、国の指導に基づき、あるべき姿に訂正するというところでございます。これについては、委員から、申請漏れの可能性の懸念が指摘されましたが、該当と思われる対象者に対し、施設入所者も含め通知するとともに、広報及びケアマネジャーによるフォローに努めることによりカバーできるようでございます。

次に、生活保護事業についてであります。

続きまして、資料の45ページをお願いいたします。

協定項目23 - 14「生活保護事業について」でございます。調整方針案は、生活保護事業

は、国の制度のため現行のまま新市に引き継ぐものとする。その他各種事務の取扱いについては、一宮市の事業を適用するとしております。

調整内容の主だったものにつきまして、説明申し上げます。

46ページをお願いいたします。

1番の生活保護事業でございます。これは、国の制度の生活保護法に基づいて実施されるものであり、市では直接担当し、町村においては県が担当するという制度上の違いがありますが、新市においては、当然新市で旧木曾川町域も担当になりますので、現行のとおりとすることとなりました。

次に、2番の生活保護入浴券理容券交付でございます。これは、一宮市のみの事業であり、風呂のない被保護者に対し無料入浴券を交付し、さらに福祉理容券の割引券を交付するという事業であります。この事業に対しては、当初事務局は、生活保護費の中に入浴及び理容等に関する費用は含まれているため、廃止という調整方針案を提示しておりました。これに対し、委員の中から意見があり、協議の結果、一宮市の事業に合わせるという方向で調整をされました。

以上でございますが、よろしくご協議のほど、お願い申し上げます。

谷 一夫会長

どうもありがとうございました。

ただいま吉田副委員長から報告、説明がございました2つの協議事項につきまして、ご質疑があればご発言をお願いいたします。

服部委員さん、どうぞ。

服部 豊委員

恐れ入ります。47ページの協議項目の4の法外扶助事業についてでありますけれども、ちょっとこれがよくわかりませんので、特に行旅人の旅費の扱いについて、どういうふうにしようということになったのか、教えていただきたいと思っております。

谷 一夫会長

事務局から説明をお願いします。

伊神 正文事務局課長

失礼いたします。いわゆる行旅病人というのは、行き倒れの人ということでございまして、入院の場合は生活保護費で手当をするわけでございますが、入院以外の治療費についてのこの項目でございます。旅費については、それぞれ一宮市が切符で手当て、それから、尾西市においては現金500円、それから木曾川町においても500円の支給ということで対応しておったようでございますが、調整結果といたしましては、一宮市に合わせ、切符を手当てし対応するといったことで結論が出ております。

谷 一夫会長

よろしゅうございませうか。

どうぞ、服部委員さん。

服部 豊委員

それで、この調整方針の方を見ると、福祉関係部署の事務所の所在により対応するというので、現在それぞれの社会福祉協議会での対応になっておりますけれども、これは、社会福祉協議会が合併に際してどういうふうになっていくのかということについて、今の段階でははっきりしていないということもあって、こういう福祉関係部署という何か曖昧な表現になっておるのではないかと思います。それで、切符ということですが、一宮市の場合には、範囲がはっきりしているわけですが、そういう形で範囲をはっきりさせるということなのではないでしょうか。

谷 一夫会長

はい、事務局。

伊神 正文事務局課長

一宮のその欄を見ていただきますと、北はJR岐阜駅、南は名鉄で新名古屋駅、金山駅までということになっておりますので、この切符を、回数券を買いまして、これをお渡しすると。お渡しして、こちらの方にどうぞということでございますので、よろしく願い申し上げます。

谷 一夫会長

はい、服部委員、どうぞ。

服部 豊委員

恐らく一宮市でやっていただいているのは、尾張一宮駅と、それから名鉄新一宮駅発から、岐阜なり新名古屋までということですよ。これ、尾西市でやられるということになると、尾西でも一宮から岐阜、新名古屋の切符ということになるのですか。では一宮駅までどうやって行くのだということになってきますよね。

谷 一夫会長

はい、事務局お願いします。

伊神 正文事務局課長

この調整方針案では、先ほど申しましたように、今、服部委員さんのおっしゃったとおり、尾張一宮駅、あるいは新一宮駅から、それぞれ岐阜、名古屋、金山までの切符でございますので、尾西市、あるいは木曾川町でそうなられた場合は、駅まで歩いていただくということでございます。

谷 一夫会長

それは事務局、一度これは実際担当するところで、今おっしゃったようなことが確かにございますので、それは相談をして、しかるべき処置を講ずると思いますから、それに任せていただきたいというふうに思います。

まだありますか。

伊神 正文事務局課長

先ほどちょっと私の発言が適当ではなかったものですから、今事務局の方から、やはり駅までは車だと、一宮の場合、例えば、千秋町で倒れられた場合に、その駅まで、JRの駅まで車で搬送するといったようなことをやっているようでありますので、尾西市、木曾

川町の地域で倒れられても、そのような措置をとるということでございますので、お詫びして訂正申し上げます。

谷 一夫会長

現実の対応としてはきちんとされるというふうに思いますので、ひとつよろしくご理解賜りたいと思います。

他にご質問等ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

山口 昭雄副会長

それでは、一つお願いします。38ページの介護認定調査の件なのですが、木曾川町が、すべて保健師が行ってきたと、遠方のみ委託ということになっていますが、これについては大変意味のあることで、保健師が自分たちの役割と考えて率先してやってきたことなのですが、これが結局は一宮市の制度を適用するというふうになった経緯ですね、どんな議論がなされたかということをし少し教えていただけませんか。

谷 一夫会長

はい、事務局。

伊神 正文事務局課長

これについては、今、山口副会長さんの方からおっしゃられたとおりでございます、調整方針といたしましては、一宮市の制度を適用するといったことで調整がなされております。現在2市1町で、一宮市が保健師が19人、尾西市が8名、木曾川町が7名、合計34名の保健師がおみえになります。これを直営ですべて調査をするということになってきますと、概算で80名ぐらいの保健師が必要になってこようかということでございます。34名から80名、50名あまりの職員を雇用しなければならないということでございますので、今回のこの調整は委託で行いたい。しかしながら、変更申請等、特異な例については、市の職員で対応するといったことでございますので、よろしく願い申し上げます。

山口 昭雄副会長

もちろん数字の上ではそうなるかもしれませんが、この認定調査の実態ということですね、これを比較してちゃんと検討されたかどうかということなのですが、その辺を少し教えてください。

伊神 正文事務局課長

申し訳ありません。今日その担当が来ておりませんので、今、山口副会長さんのご質問にはちょっとお答えできませんので、また、後日調べまして、ご報告申し上げます。

山口 昭雄副会長

制度上、やむを得ないということではあると思いますが、そういうことで、大変重要な意味を持つものが消えていくということについては、ちょっと承服しかねるところがあります。これは、いろんな方面にわたってそういうことでありますので、ここで一々ひっくり返すと大変なことになりますが、調整方針については、そこまで皆さんが納得できるような説明を以後お願いしたいと思います。

谷 一夫会長

今、この件については、とりあえずご了承ということによろしいですか。

山口 昭雄副会長

はい。

谷 一夫会長

他にご意見ございませんでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、お諮りをしたいと思います。

協議第15号、介護保険事業の取扱いについて、原案どおり承認するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

谷 一夫会長

ありがとうございました。ご異議なしと認めます。

協議第15号につきましては、原案どおり決定といたします。

続きまして、協議第16号、生活保護事業について、原案どおり承認するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

谷 一夫会長

ありがとうございます。異議なしと認めます。

協議第16号につきましては、原案どおり決定といたします。

続きまして、経済環境小委員会の関係につきまして、協議第17号、商工・観光関係事業について及び協議第18号、勤労者・消費者関係事業についての2つの協議事項がございますが、井浪委員長さんから報告、説明をお願いいたします。

井浪 清委員

経済環境小委員会委員長の井浪でございます。経済環境小委員会関連の協議事項についてご説明申し上げます。

今回、ご協議をお願いする案件は2件でございます。

まず、商工・観光関係事業でございますが、それでは、資料の48ページをお開きください。

まず、第1点目は、協定項目23-20「商工・観光関係事業について」でございます。調整方針案は、原則として一宮市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業、制度等については、尾西市・木曽川町地域の商工業や観光事業の推進が図られるよう、協議、調整を行うものとするということであります。

主だったものにつきましてご説明申し上げます。

49ページをお開きください。

1番の企業立地促進事業でございます。これについては、尾西市、木曽川町に同じ事業はございませんので、調整方針としては一宮市の制度に合わせるとさせていただきます。因みに、協議の際、委員より企業誘致を積極的にとのご意見がございました。

次に、50ページをお開きください。

2番の融資制度でございます。1の金融対策事業につきましては一宮市のみが行っており、調整方針を見ていただければわかりますように、合併時に一宮市の制度に合わせ、新市全域に広げるといふものであります。

次に、2番の県市協制度でございます。これは、県の制度に合わせ2市1町同じ事業を行っておりますので、調整方針は合併時に一宮市の制度に合わせるものとなっておりますけれども、今後も継続して新市においても続けていくものでございます。

次に、51ページをお開きください。

3番の中心市街地活性化事務でございます。合併時に一宮市の制度に合わせるという調整でございますが、本事業は、一宮駅中心部180ヘクタールを対象とした計画を一宮市が策定し実施しているものであり、今後、合併を契機に、旧尾西、旧木曾川のエリアでも、中心市街地の活性化に積極的に取り組んでもらえるよう、新市建設計画の議論に反映させていただきたいとの意見も複数の委員からございましたので、是非、新市建設計画作成等小委員会の方でもご検討をお願いしたいと存じます。

次に、53ページをお開きください。

6番の観光イベントでございます。イベントについては、内容、地域性等を考慮し、新市において類似したもので統合が可能なものは統合、市町独自で特色のあるものは存続する方向で検討調整するとなっております。現時点においては、このイベント、祭りについて、新市においてもこのまま実施していくという調整方針でございます。これにつきましては活発な議論があり、合併を契機に不要な事業があれば廃止してもよいのではないかとの意見もございましたが、伝統、文化、あるいは歴史に基づくものであり、守っていくべきとの意見が強く、このような協議結果となった次第でございます。

次に、勤労者・消費者関連事業、資料の55ページをお開きください。

協定項目23 - 21「勤労者・消費者関連事業について」でございます。調整方針案は、原則として一宮市の制度を適用するものとする。ただし、消費生活関連事業は新市において制度を定めるものとするというものであります。

主だったものにつきましては説明申し上げます。

56ページをお開きください。

1番の中高齢者雇用奨励金でございます。これは一宮市と尾西市で行われている事業であります。一宮市の制度に合わせるということで、補助額が6万円で全域で実施ということなど、より有利な方向に調整されているということでございます。

次に、2番の障害者特別雇用奨励金でございます。これも一宮市、尾西市の事業であり、精神障害者も対象である一宮市の制度に合わせるということで、より有利な方向になるということでございます。

次に、58ページをお開きください。

5番の新就職者歓迎事業でございます。これは、事業を廃止していきたいと考えておりますが、この事業は、本来行政がやるべき事業かどうかという点も考慮し、合併を機に廃

止してまいりたいと考えております。

次に、6番の消費生活講座事業でございますが、実施内容のボリュームが若干違いますけれども、2市1町同じような事業を実施しておりますので、合併時に一宮市の制度に合わせるとさせていただき、開催方法等については、新市になって受講者が増加すれば見直しを図っていく必要があるとうたっております。

以上でございますが、よろしくご協議賜りますようお願いいたします。

谷 一夫会長

どうもありがとうございました。

ただいま井浪委員長から報告、説明がございました2つの協議事項につきまして、ご質疑があればご発言をお願いします。

はい、どうぞ、友定委員。

友定 良枝委員

すみません、53ページの6番の観光イベントなのですが、一宮市の花火大会が15年の場合は8月23日、それで、尾西市・羽島市の花火大会が15年8月14日なんですけど、この羽島市というのは岐阜市と合併して、それで、尾西市というのは一宮と合併するということは、一宮と岐阜市が相談して、この花火大会がやられるということと、ほとんど1週間置きぐらいなのですが、これは、経費とかいろんな面で大丈夫なのでしょうかということを知りたいのですが。

谷 一夫会長

じゃ、尾西の市長さんから、まず。

丹羽 厚詞副会長

私もこの件について、質問といいますか、確認をさせていただこうと思っていたところなのですが、まず、この尾西市・羽島市花火大会につきましては、現時点、共同開催になりまして15年目ということで、これは、羽島市側との協議も行っておりまして、お互い新市になった場合でも続けたいという強い希望を持っております。これは、まさに尾西市と羽島市との広大な河川敷でなければできない二尺玉の打ち上げですとか、そういったことも含んでありますし、お互い新市になっても、それぞれの地域の特色あるイベントとして、これは残していくべきだという話し合いがなされております。

そういったことについては、当2市1町の合併協議のすり合わせにおいても強く要望しておりますので、当然やっていただけるということを確認させていただこうと思っていたのですが、そういったことで今対応をしております。ただ、1週間近くしか間隔がないというお話でありますけれども、これは、37万都市という、東海地方でも有数の大きな市ということであれば、例えば、岐阜市でも名古屋市でも、1回だけではなく、2回、3回とやっているわけでありまして、こういったものの経費というのは、すべて市の経費となるわけではなく、その地域の方々の浄財によって行われている部分が多々ございますので、そういったことで、地域の方々にまたご理解を求めて、こういったものの寄附金等を集めていくという対応であれば、決して無駄ではない、あるいはやり過ぎという批判も受

けることはないと思っておりますので、そういった形で、特にこれ、回答といたしますより、私からも確認といたしますか、お願いなんですけども、対応していただきたいと思っております。

また、このイベントというので、類似したもので統合が可能なものは統合とありますけれども、例えば、この尾西市の例でとれば、あじさいまつり、あるいは、冬の夜の電飾祭りというのは、多分、上の5番の観光協会で行っている一宮桜まつりですとか、そういったものと同じところに来るのではないかと、そして、これはこれで特色のある事業を加えて実施するという調整方針でありますので、こういったものも続けられるものと思っておりますけれども。

それ以外のもの、一宮の七夕、花火、そして、尾西市の尾西市・羽島市花火大会と、びさいまつり、そして、木曽川の一豊まつり、これは、この類似したもので統合可能なものは統合という調整方針にはそぐわないものだと思っておりますし、こういったお祭り、イベントというものは、市の総予算から見たら、そう負担をかけるものではない。

それに比して、こういったものがなくなったり、規模が縮小することに対する市民の思いというのは、非常に大きな影響をもたらすものであって、逆にその合併のデメリットとして、何だ、こんなことだったら合併しなかった方がよかったじゃないかという、この影響というものはわかり知れないものがあると思っておりますので、できれば同等規模のもので続けていただくということも、皆様方の認識の中に入れていただきたいと思うわけでありませぬけれども、いかがなものでありましょうか。

谷 一夫会長

どうもありがとうございます。私も丹羽市長さんと考え方は同じでございます。やはり地域に根づいてきた、こういった行事、イベントというのは、いろんな経緯があり、そして、その土地のいろいろな思いがあると思えます。

それは、なかなか、幾らお隣でも、例えば、我々が尾西や木曽川の皆さんの気持ちがわかるかという、これは決してわからないわけでありまして、合併した後、ある程度の時間が経って、お互いの理解が進んだ時点で、また自然にいろいろな意見が出てきて、そこからまた見直しが始まるのではないかと思いますので、当面こういった調整方針でいくのはやむを得ないのではないかと。余りその効率性を重んずるべきでないと思っておりますので、ご理解賜れるかと思えますが、いかがでございませうか。

他にご意見はございませうか。

どうぞ、服部委員さん。

服部 豊委員

商工業関係でありますけれども、50ページのところです。尾西市や木曽川町にない金融対策事業等も一宮市の制度に合わせるということで、拡充されるようではありますけれども、この県の商工業振興資金の融資制度について、概ね各市町とも同様の制度ですけれども、これに伴って、保証料の助成制度だとか、あるいは利子補給制度というのを尾西市でも一宮市でも木曽川町でも、内容は若干違っているとは思いますが、それぞれそうした助

成制度を持っているわけですね。そのことについて、ここでは触れられていないものですから、それはまた別のところで協議していただくのか、ちょっとお尋ねしたいと思いました。

谷 一夫会長

じゃ、事務局。

伊神 正文事務局課長

今、服部委員さんのおっしゃったとおりでございます、その利子補給制度はございません。本来ならば、この時点で同じ項目のところで協議におかけするのが本当だったかもしれませんが、私どもの手落ちでございます、次回の経済環境小委員会、11月21日に開催されますので、このところでそれをお諮りさせていただこうというふうに予定をいたしておりますので、よろしく願い申し上げます。

谷 一夫会長

他にはよろしゅうございましょうか。

他にご質疑ないようでございますので、お諮りをしたいと存じます。

まず、協議第17号、商工・観光関係事業について、原案どおり承認するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

谷 一夫会長

ありがとうございました。異議なしと認めます。

協議第17号につきましては、原案どおり決定といたします。

続きまして、協議第18号、勤労者・消費者関係事業について、原案どおり承認するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

谷 一夫会長

ありがとうございました。異議なしと認めます。

協議第18号につきましては、原案どおり決定をいたします。

本日の協議事項は以上でございますが、その他といたしまして2点ございます。

まず、合併協議会シンポジウムの開催について、事務局から説明をお願いします。

森 輝義事務局長

ご説明させていただきます。

去る11月1日、木曾川町役場中央公民館講堂で開催されました第1回一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会シンポジウムの開催結果をご報告いたします。

「地域の未来と市町村合併」と題した基調講演と、それに続きますパネルディスカッションのコーディネータを、四日市大学総合政策学部助教授の稲沢克祐先生にお願いいたしました。当協議会の委員さんであります杉本委員さん、谷一宮市長、丹羽尾西市長、山口木曾川町長の4名にパネリストとしてご出席いただき、合併についての活発な意見交換を行っていただきました。参加者数は120名でございました。

また、今月末の29日、土曜日には、一宮会場としまして、一宮地場産業ファッションデザインセンターで、また、来月14日、日曜日には、尾西会場としまして、尾西文化会館で同様にシンポジウムを開催いたしますので、皆様方のご参加をお待ちしております。なお、3首長以外のパネリストとしまして、一宮会場では栃倉委員さんに、尾西会場では上田委員さんにご出席をお願いしております。

谷 一夫会長

ただいま事務局から説明いたしましたことにつきまして、何かご質問はございませんか。それでは、協議会、小委員会の当面の日程につきまして、事務局から説明をお願いします。

森 輝義事務局長

それでは、61ページをお願いします。

資料15「合併協議会・各小委員会開催日程（案）」をご覧ください。

協議会及び各小委員会の当面の日程並びに会場につきまして、詳しく記載しておりますので、よろしくをお願いします。

なお、11月は、各市町議会日程等で協議会開催ができません。12月25日の協議会では、11月、12月の小委員会で決定された事項について、ご協議をお願いすることになります。会議は14時からの予定ではございますが、かなりの長時間の会議となることが予想されますので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

次に、合併協議会が行います住民説明会につきまして、皆様方のご了承をいただきたいことが数点ございます。

まず、第1点目は日程でございます。当初のスケジュールどおり、来年1月中旬から2月中旬の開催を予定しています。現在調整中でもあり、事務局にご一任いただきたいと思います。日程が決定しましたら、委員さん方にご報告申し上げますとともに、1月の協議会日より各市町の広報誌で住民の皆様にはお知らせをさせていただきます。

2点目は説明内容でございます。12月25日開催の本協議会までにご承認いただいた事項をもって説明を行うことが基本であると考えていますが、できれば12月の各小委員会に提案申し上げた事項も含めて説明したいと考えています。

3点目は出席者でございます。各市町の1回目の説明会は、3首長が揃って出席しますが、2回目以降は、会場市町の首長のみの出席といたします。また、助役以下、部長級職員も同席いたします。

4点目は説明会場でございます。小学校または中学校を中心に開催いたしますが、一部市民会館や公民館などでも行うことを考えています。

ただし、今後の協議の状況によりましては、日程を遅らせなければならないこともあり得ることもお含みおきいただきたいと思います。

以上でございます。

谷 一夫会長

今後の協議会日程の説明に引き続きまして、住民説明会について説明事項、あるいは日

程等につきまして、事務局にご一任いただきたいと、こういったご提案を申し上げました。委員の皆様方、ご了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

谷 一夫会長

ありがとうございました。

それでは、住民説明会につきましては、詳細が決まり次第、皆様にお知らせをいたしますので、よろしく願いをいたします。

他に何かあればどうぞ。

はい、事務局、どうぞ。

坂田 一光事務局課長補佐

申し訳ございません。事務局でございますけれども、先ほどご承認いただきました資料に若干誤りがございましたので、訂正させていただきたいと存じます。

次第がついた資料の36ページをご覧くださいと存じます。

厚生小委員会の関係の介護保険事業の取扱いでございますが、内容には変更ございませんが、右下の協議状況の協議の欄でございますが、日付が間違っております、11月13日の誤りでございます。お詫びして訂正させていただきます。

森 輝義事務局長

それでは、続きまして、1点お願いがございます。

お手元の最後の資料として「『地方自治制度を巡る動向に関する講演会』開催要領」という資料をおつけしております。この講演会は、愛知県及び財団法人愛知県市町村振興協会が主催するもので、11月21日金曜日午前10時30分から、名古屋市東区のウィルあいちで開催されるものです。講演会の内容は、間もなく予定されています第27次地方制度調査会からの最終答申について、望月総務省自治行政局合併推進課長から「地方自治制度改革の方向性」と題して、ご講演いただくものでございます。

小委員会等の議論の参考にならうかと存じ、委員の皆様には、先月末に事務局、あるいは各市町よりご案内させていただいております。事務局への申込期限が明日、11月14日までとなっておりますので、参加を希望される委員さんで、参加のご連絡をいただいていない委員さんにおかれましては、この会議終了後でも結構でございますので、ご連絡いただきますようご案内いたします。

以上でございます。

谷 一夫会長

ただいまの件を含めまして、何かご発言はございませんでしょうか。

どうぞ、はい。

山口 昭雄副会長

ちょっととんとん拍子に議事が進むものですから、途中で口が挟めませんでした。実は先ほど、これ承認、決定ということになりました協議会の調整内容についてですが、介護保険認定調査事務について、ひとつ、駄目もとで申し上げますが、説明員がいないとい

うことで、説明をもっと十分にしてほしいということで私は結論づけてしまいましたが、実は、言いたかったことは、その認定調査の問題については、保健師が行うことの必然性というようなことは、これは恐らく説明をすれば、どなたもご理解いただけることだと私は思っております。

こういったことが、先ほども言いましたように、都合により消えていくということでは、私は承服できませんので、私のことはいいのですけれども、例えば、その後の報告で、井浪委員長さんの報告などでは、項目ごとにより柔軟な調整結果というものが付記してありまして、最後の事例では、例えば花火大会の問題なども、尾西市長さんから、今後、地域としてこうしてほしいというような要望も出されましたが、やはりこの認定調査の問題についても、決定の後ですので何とも言いようがありませんが、例えば、特殊な事例は市職員が実施するというような、この特殊な事例の拡大解釈というのか、そういうところに、今後その認定調査のあり方について、せっかく3つの市町のうちの一つがやってきて成果が上がっているということについて、十分に考慮していただくとというようなふうに解釈をしていただきたいなと思います。

決定の後、多分そういうことをつけ加えてほしいと言っても無理だと思いますので、そんなような言い方しかできませんが、ひとつよろしく願いいたします。

谷 一夫会長

他にはよろしゅうございましょうか。

本日予定の議題は以上でございます。

大変長時間、熱心にご討議をいただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、第3回の協議会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

午後4時30分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成15年12月8日

会議録署名委員 梶 田 信 三 (自署)

会議録署名委員 時 田 晴 彦 (自署)

会議録署名委員 川 合 正 高 (自署)